

2019年度

扶養認定基準研究会

活動計画

2019年6月26日

参加健保一覧

47健保 58名

	健保名	健保名	健保名
			サッポロビール
担当理事	日本ヒューレット・パカード	小松製作所	サッポロビール
リーダー	プレス工業	山崎製パン	ソニー
サブリーダー	日本アイ・ビー・エム	大和証券グループ	トランス・コスモス
サブリーダー	ディスコ	三菱ケミカル	パナソニック
サブリーダー	ボッシュ	三菱ケミカル	ファイザー
サブリーダー	ジャックス	三菱ケミカル	プレス工業
サブリーダー	ニコン	イオン	ヤマトグループ
サブリーダー	ヤマハ	日産自動車	丸井
サブリーダー	ファイザー	日本マクドナルド	丸井
サブリーダー	小田急グループ	ヤマトグループ	鷲宮
	ノバルティス	太陽生命	曙ブレーキ工業
	日本郵船	第一三共グループ	小田急グループ
	ブリヂストン	日本ゼオン	第一三共グループ
	近畿日本ツーリスト	シーイーシー	日産自動車
	野村證券	azbilグループ	日本航空
	エーザイ	資生堂	富士フィルムグループ
	サノフィ	ニチレイ	T D K
	東京ガス	B I J	三越伊勢丹
	協和発酵キリン	コニカミノルタ	資生堂

研究会参加者のニーズ

アンケートの実施 (5月)

1、適用(扶養)の担当期間

2、健保組合の業務期間

3、今年度研究会に期待すること

①自健保の認定・不認定について確認したい

②他健保の認定・不認定の方法を知りたい

③他健保の検認方法を知りたい

④法律の解釈を学びたい

⑤法改正の対応方法を知りたい(電子申請等)

⑥その他(自由記載)

4、優先度の高い項目

研究会参加者のニーズ

適用（扶養）の担当期間

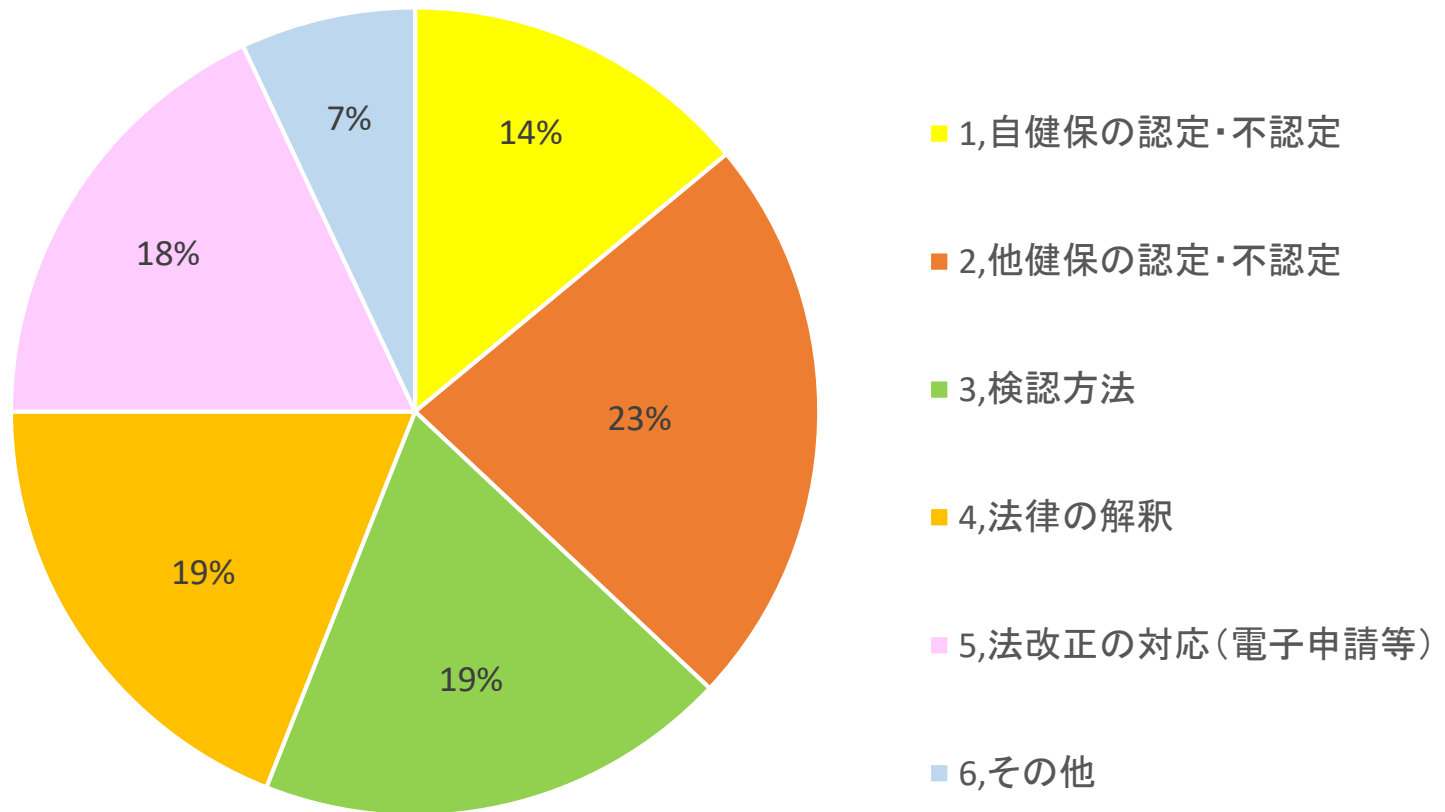
平均担当期間 **4年1カ月**
0カ月（最小）～25年（最大）

健保組合の業務期間

平均業務期間 **7年5カ月**
2カ月（最小）～36年（最大）

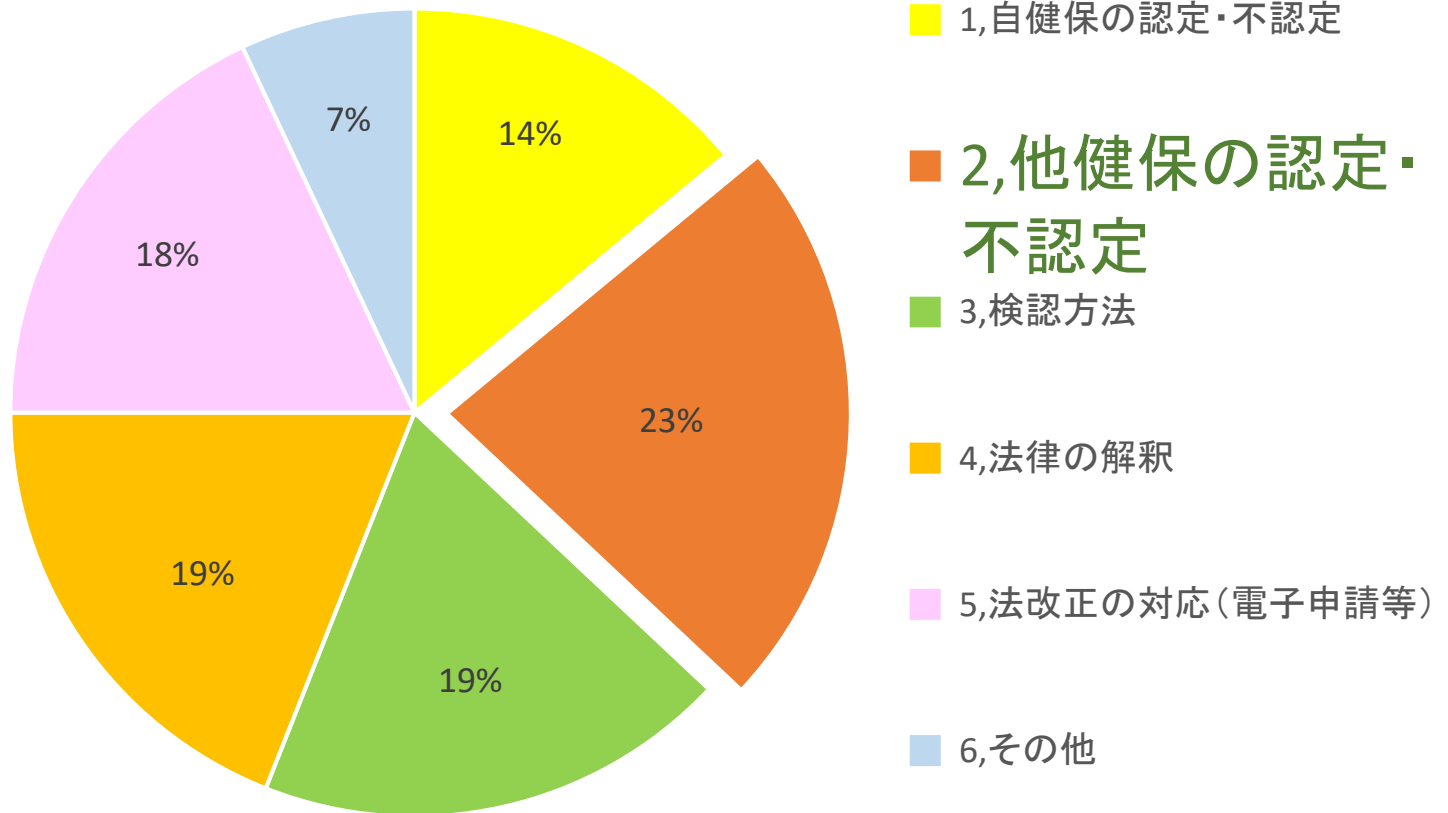
研究会参加者のニーズ

研究会に期待すること（複数選択可）



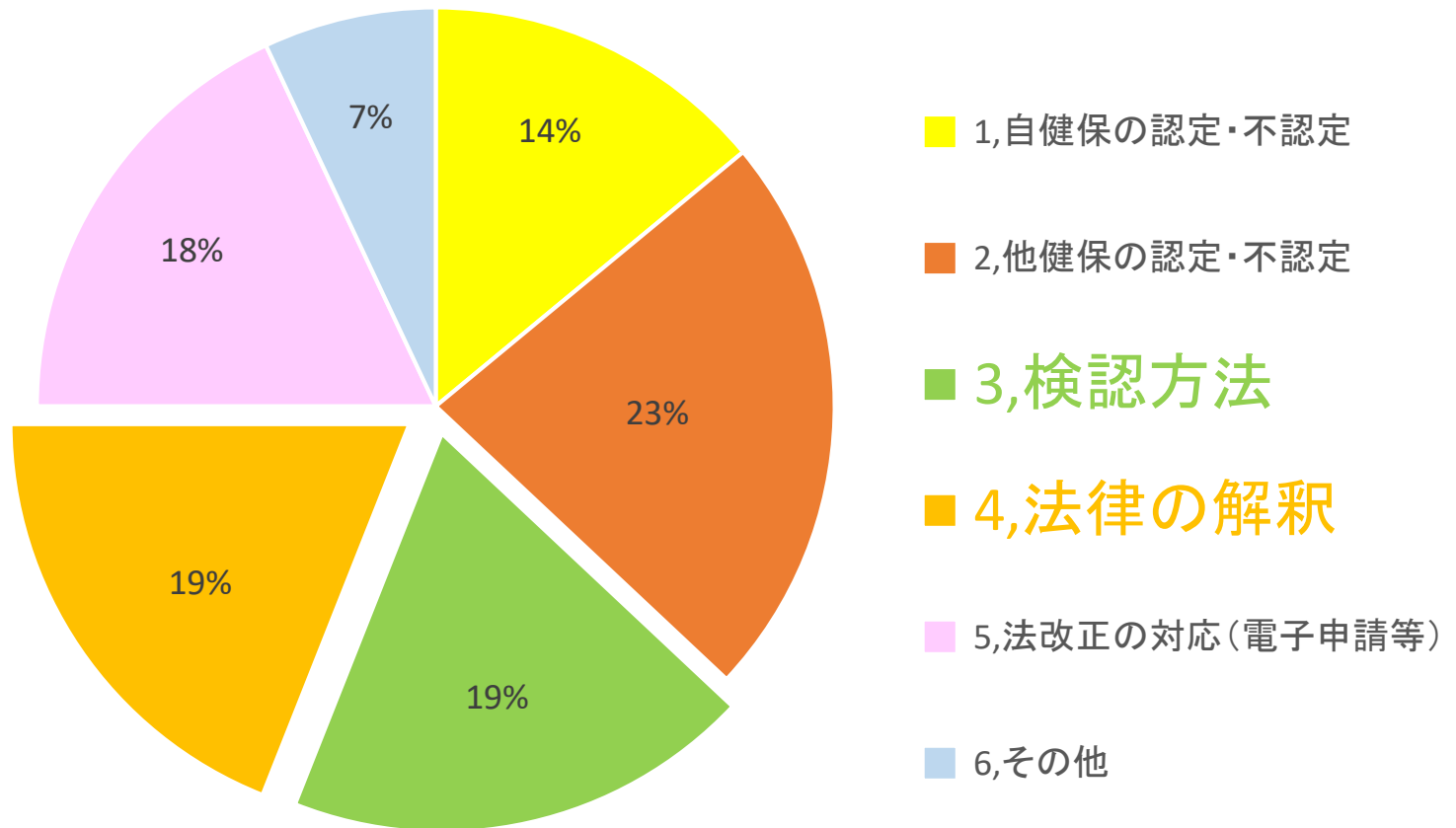
研究会参加者のニーズ

研究会に期待すること



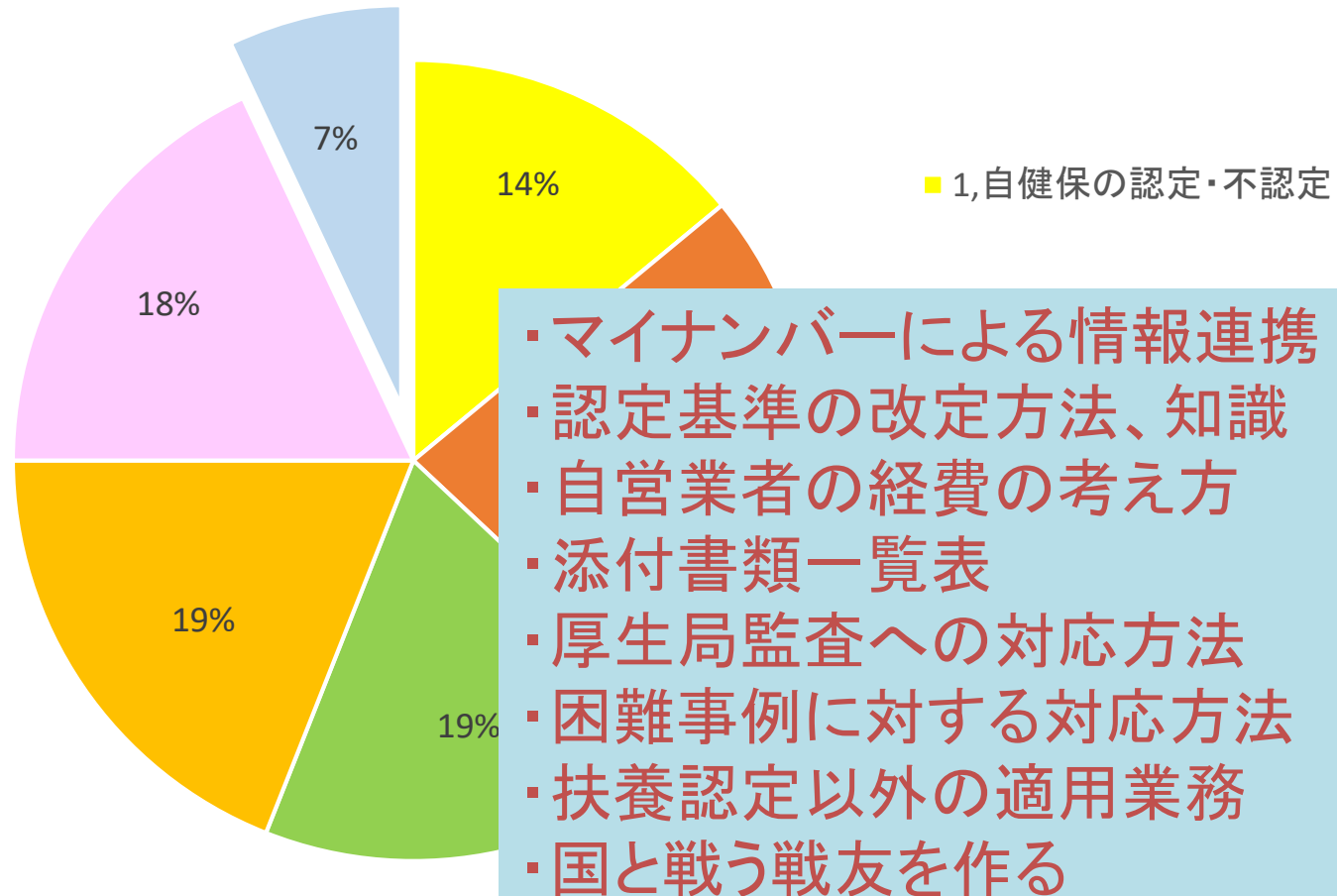
研究会参加者のニーズ

研究会に期待すること



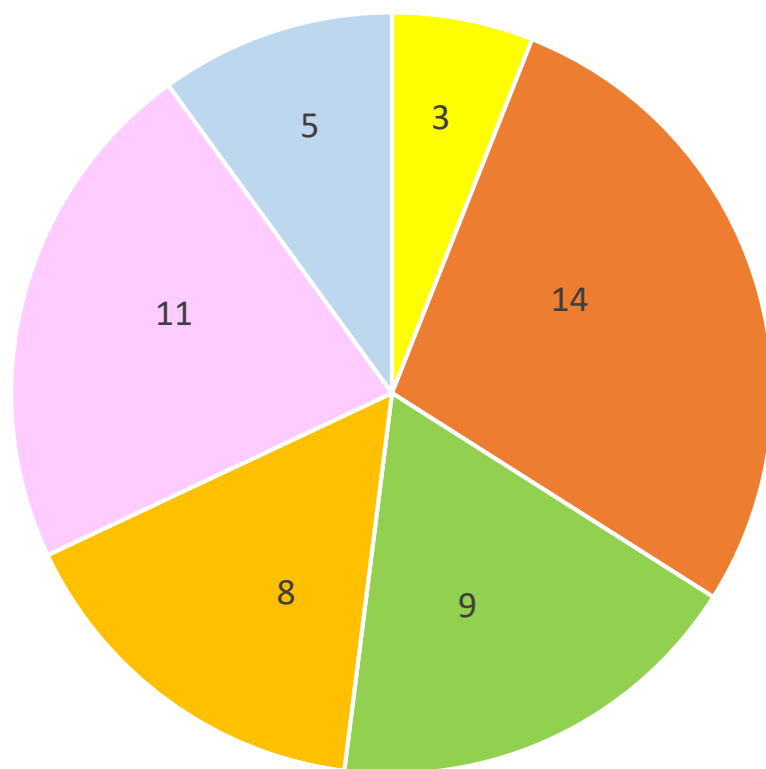
研究会参加者のニーズ

その他の内容



研究会参加者のニーズ

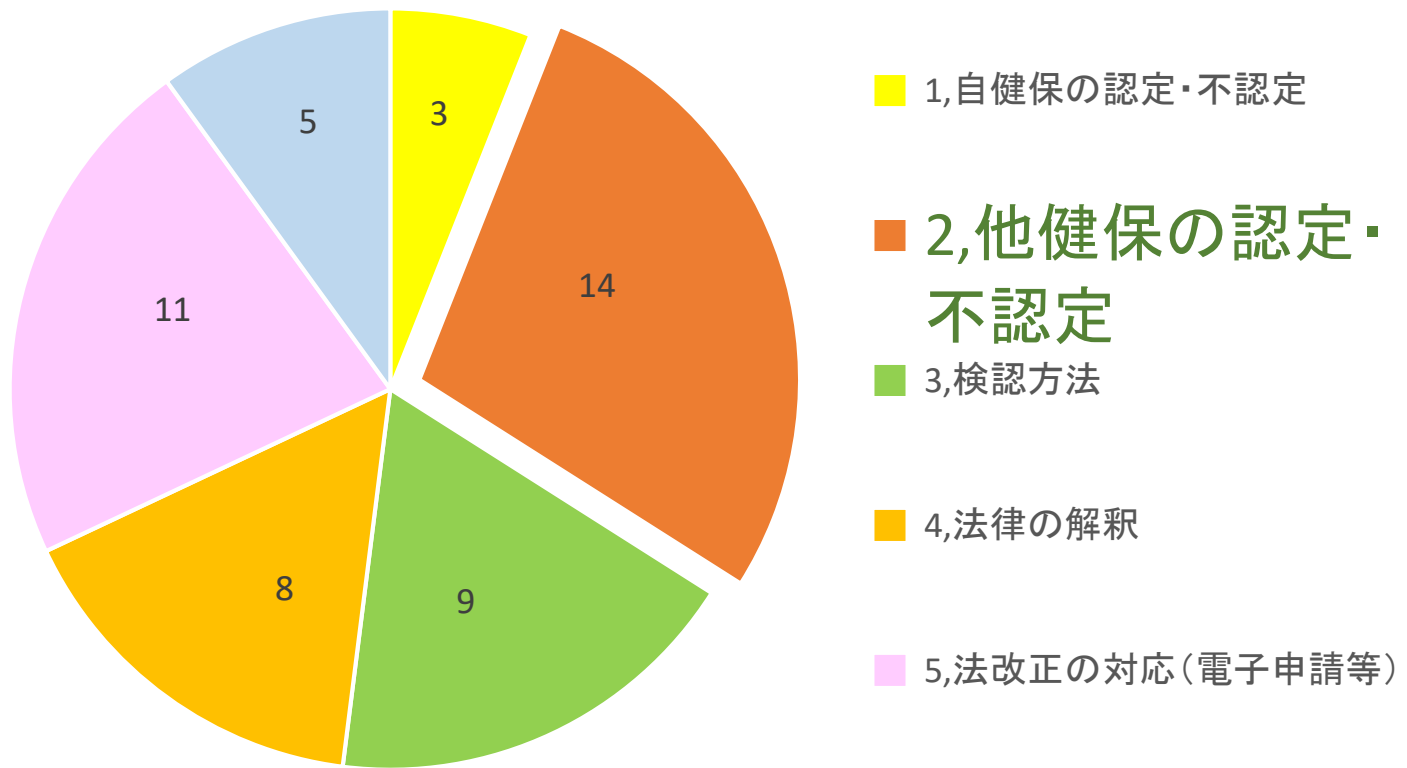
優先度の高い項目



- 1,自健保の認定・不認定
- 2,他健保の認定・不認定
- 3,検認方法
- 4,法律の解釈
- 5,法改正の対応(電子申請等)
- 6,その他

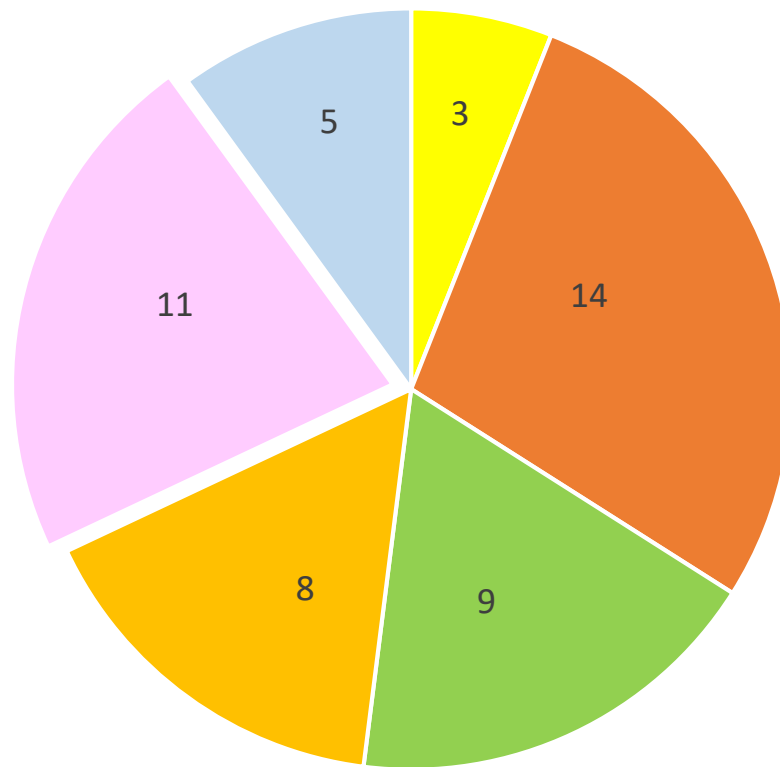
研究会参加者のニーズ

優先度の高い項目



研究会参加者のニーズ

優先度の高い項目



■ 1, 自健保の認定・不認定

■ 2, 他健保の認定・不認定

■ 3, 検認方法

■ 4, 法律の解釈

■ 5, 法改正の対応(電子申請等)

■ 6, その他

研究会活動

	開催日	開催場所	テーマ
第1回	5月17日	丸井健保会館	自己紹介等
第2回	6月21日	東京連合会	事例によるグループワーク
第3回	7月19日	ディスコ健保組合	事例によるグループワーク
第4回	9月25日	TDK柳橋倶楽部	事例によるグループワーク
第5回	10月18日	丸井健保会館	
第6回	11月20日	ニコン健保組合	
第7回	12月20日	丸井健保会館	
第8回	1月17日	ディスコ健保組合	
第9回	2月21日	丸井健保会館	
第10回	3月19日	丸井健保会館	研究会発表会(予定)

※第2回及び第3回は研究会別枠として基礎知識勉強会を実施

関連法令・通知_1 健康保険法(要約)

健康保険法第3条第7項各号

「主としてその被保険者により生計を維持するもの」

「生計維持関係」といいます

おぼえてね！



だいじな
ポイント
です

＜親族／同居・別居要件＞

続柄要件のみ

- ・被保険者の直系尊属
- ・配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- ・子、孫及び兄弟姉妹

※平成28年10月以降「兄弟」が追加された

続柄要件＋同居要件

- ・被保険者の三親等内の親族で上記以外のもの
(配偶者の父母や子、甥姪、子の配偶者など)
- ・事実婚の配偶者(届出をしていない)の父母及び子
- ・事実婚の配偶者の死亡後におけるその父母及び子

関連法令・通知_2 昭和52年通知(要約)

※認定対象者が60歳以上又は障害者の場合は「130万円」を「180万円」に読替

・同居の場合

「認定対象者の年間収入が130万円未満」

かつ「被保険者の年間収入の1/2未満」

ただし、上記を満たさなくても、下記の場合は被扶養者として差し支えない

- ・認定対象者の年間収入が130万円未満
- ・被保険者の年間収入 > 認定対象者の年間収入
- ・被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められる場合

「差し支えない」は
「できれば認めてあげてね」的
ニュアンスです。

せいれいの
マメちき
だよ



・別居の場合

「認定対象者の年間収入が130万円未満」

かつ「被保険者からの援助に依る収入額より少ない」

ただし

「(上記の基準により)被扶養者の認定を行うことが**実態と著しくかけ離れたものとなり**、
かつ、**社会通念上妥当性を欠くこと**となると認められる場合には、
その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行う」

これが
やっかい!



関連法令・通知_4 検認関係

健康保険法施行規則第50条(被保険者証の検認又は更新等)

- 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。
- 2事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。
- 3被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。
- 4任意継続被保険者は、第一項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。
- 5保険者は、第二項又は前項の規定により被保険者証の提出があったときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、事業主又は任意継続被保険者に交付しなければならない。
- 6事業主は、前項の規定により被保険者証の交付を受けたときは、遅滞なく、これを被保険者に交付しなければならない。
- 7第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

組管掌の健康保険被保険者証の検認及び更新について (平成16年10月29日保保発第1029004号)

組管掌の健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という)の検認及び更新については、今後、下記のとおり取り扱うこととしたので、よろしくお取り計らい願いたい。また、被保険者等の利便性の向上を図る観点から、被保険者証のカード化の推進に向けてご協力願いたい

記

1. 被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること。
2. 被保険者証の更新については、各健康保険組合の判断により適宜実施して差し支えないこと。



研究会活動（情報交換）



- ・ システムベンダーによる来年4月からの対応
開発状況等の情報提供
- ・ 連合会による法3条改正及び電子申請について
情報交換

ご清聴ありがとうございました

